

Q & A (国の回答抜粋)

質問内容	回答
【例】麦を対象作物とした場合で、麦10ha、水稲15haの作付計画であった場合は、麦10haに対応した機械となるか。	対象作物である麦10haのうち、作業毎の機械の利用面積をもとに能力・台数を算出することになる。
機械の購入及びリースについて 特定高性能機械導入計画が機械の規模の基準になるということですが、例えば既に乗用管理機を一台所有している営農組織が、今回の事業によって新しく乗用管理機を入れ、乗用管理機が2台となり、2台では機械導入計画の基準面積を下回ることになる場合、古い乗用管理機の処分は必須でしょうか？	例えば、乗用管理機が補助事業により導入されたのであればその事業で承認された計画のとおり機械の利用面積等を遵守する必要があり基本は自力更新し事業を継続するものと考ええる。 今回、作業面積の拡大により新たに導入する場合は、当然ながら既存機械の能力を加味した上で不足分を補うものを導入することになり、その結果、下限面積を下回るのであれば、通常の都道府県で指導されているとおり、新たな機械の導入はできないものと考ええる。
機械の規模決定について 数年前に他の事業を活用し10haを受益面積として機械を入れたが耐用年数も過ぎている。今回の事業を契機に5ha拡大し、新たに機械を導入する場合の規模決定に用いる面積は15haとして考えて良いか？	今回、作業面積の拡大により新たに導入する場合は、当然ながら既存機械の能力を加味した上で不足分(5ha)を補うものを導入することになり、その結果、下限面積を下回るのであれば、通常の都道府県で指導されているとおり、新たな機械の導入はできない。
導入機械等の選定において、仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番の指定が可能か？	取組計画書兼助成金申請書の作成に当たって、概算事業費のために見積書を求める際の仕様書としては、機械の利用面積等により能力・台数までとなる。 取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた後、入札の際には、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に入札等を行うことになる。
上記質問について 「申請書の作成に当たって、・・・能力・台数まで」とあるが、必要な能力を決定した結果、メーカー・型番が限定される場合があるとの理解でよろしいか。 (意見)生産者にとっては、導入を希望する機械のメーカー、型番等は当然決まっており、いただいた回答は現実的ではない。	機械の利用計画に基づき必要な能力を決定した結果、メーカー、型番が限定されることはありうる。 同能力の他の機械がある場合は、生産者の希望によらず適切な価格となるよう、複数見積もり等による機種選定を行っていただく必要がある。